

経過措置期間がせまっています！ 2025年3月31日まで くるみのアレルギー表示の義務化

くるみによる食物アレルギーの症例数が増えていることを踏まえ、
2023年3月9日、食品表示基準が改正され、アレルギー表示が
義務付けられた品目（特定原材料）に「くるみ」が追加されました。



義務表示は現在 8 品目

発症数や重篤度から特に表示の必要性が高い食品として、
アレルギー表示が義務付けられている原材料を特定原材料といいます。
2023年3月9日に「くるみ」のアレルギー表示が義務化され、
特定原材料が7品目から8品目になりました。

食物アレルギー表示が必要な食品（特定原材料）8品目

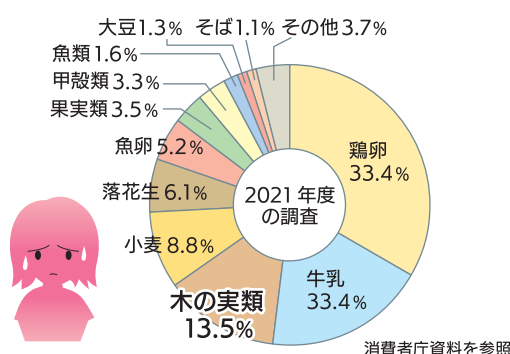
えび、かに、**くるみ**、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

- 卵、乳、小麦 → 症状数が多いです
- そば、落花生 → 症状が重篤です
- えび、かに → 成人期での新規発症・誤食が多いです
- **くるみ** → 木の実類の中でも症例数が増加中です

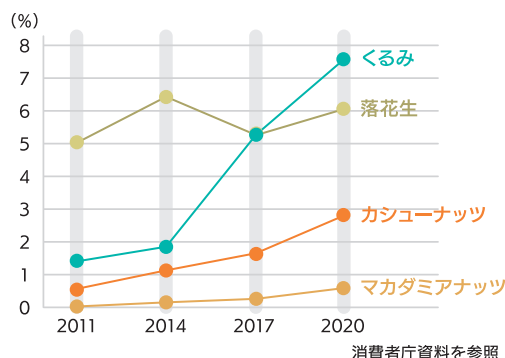
くるみが義務化された背景

「木の実類（ナッツ類）」のアレルギー症例が増加！消費者庁が実施する「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」において、2021年度の調査では木の実類の割合が13.5%（819例）に増加し、第3位となりました。

即時型食物アレルギーの原因食物



木の実類の症例数比率の推移



木の実類
中ではくるみ
がトップ！

くるみの年間消費量、カシューナッツやアーモンドなどの年間輸入量が増加しており、
国内消費量の増加が要因の一つと考えられています。

猶予期間は 2025 年 3 月 31 日まで

食品事業者が表示の切替えを行うための経過措置期間が設けられています。
これまでアレルゲンとして「くるみ」を表示していなかった食品事業者は、
原材料および製造方法の再確認、
原材料段階における管理に関する仕入れ先への再確認など、
製品に含まれるアレルゲンを把握し、
速やかに表示の切り替えを行いましょう。



製品の外見からは判断しづらい場合も

「くるみ」の食物アレルギー表示ができていないかチェックしましょう！

✓ 使用している原材料や添加物に「くるみ」が含まれていませんか？

✓ 原材料メーカーから仕入れている原材料や添加物の仕様書などを確認しましたか？

くるみのアレルギーのひとが注意すべき菓子類の例

- ・ミックスナッツ
- ・饅頭
- ・もなか
- ・羊羹
- ・フィナンシェ
- ・パウンドケーキ
- ・マフィン
- ・チョコブラウニー
- ・ドーナツ etc.



くるみのアレルギーのひとが注意すべき調味料や加工食品の例

- ・ドレッシング（ごま）
- ・味噌
- ・そばつゆ
- ・食用油（くるみオイル）
- ・サラダ
- ・和えもの
- ・パスタ etc.



✓ 食品を製造する際に「くるみ」が意図せずに製品に混入（コンタミネーション）していませんか？

くるみを原材料として使用していないか、微量なアレルギー物質の混入の可能性を排除ができない場合は、注意喚起の表示を行いましょう。

名 称	
原 材 料 名	
内 容 量	
賞 味 期 限	
保 存 方 法	
販 売 者	
製 造 所	

訂正用シールでの対応も！

- 本品製造工場では、くるみ・落花生を含む製品を生産しています。
- 開封後は、お早めにお召し上がりください。

●本製品と同じ場所できるとみを使用しています。

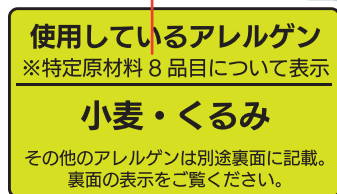
●工場では同一ラインできるとみを使用した製品を製造しています。

表示対策はできていますか？シール・ラベルのご依頼は弊社まで！

食品表示に誤りはございませんか？表示ラベルなどの修正は弊社までご相談ください。

アレルギーの表示義務のみを記載している場合は、くるみを除く7品目とくるみを含む8品目が混在していませんか？

8品目に修正しましょう！



特定原材料 8 品目のうち色のついているものを原材料に使用しています			
小麦	そば	卵	乳成分
落花生	えび	かに	くるみ

製品の見た目からくるみ入りが判断しづらい場合は、くるみの使用をアピールしましょう！



経過措置期間は2025年(令和7年)3月31日まで

「フィルム、ラベル」に力を入れています

PACK&WRAP



株式会社 谷本

本部：769-0104 香川県高松市国分寺町新名 72-3

TEL(087)874-5757 FAX(087)874-5564

松山(営)：TEL(089)958-2884 FAX(089)958-7988

徳島(営)：TEL(088)653-2628 FAX(088)653-2574

新居浜(営)：TEL(0896)29-5528 FAX(0896)29-5538

高知(営)：TEL(088)866-5505 FAX(088)866-5532

岡山(営)：TEL(086)441-6615 FAX(086)441-6625